

伊丹市定期予防接種等費用の償還払に関する要綱の一部を
改正する要綱

伊丹市定期予防接種等費用の償還払に関する要綱の一部を次のよう
に改正する。

様式第1号 - ①，様式第1号 - ②を次のように改める。

付 則

- 1 この要綱は，令和2年7月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際，現に改正前の伊丹市定期予防接種等費用の償還払に関する要綱により交付されている様式は，改正後の伊丹市定期予防接種等費用の償還払に関する要綱により交付されたものとみなす。